

令和4年 12月

## 令和4年司法試験に関するアンケート調査結果に関する報告書

法科大学院協会司法試験等検討委員会

### 1. まえおき

法科大学院協会司法試験等検討委員会は、令和4年5月に行われた司法試験について、すべての法科大学院を対象としてアンケート調査を行い、全44校中の35校から回答を得た（回答率79.6%：昨年度は44校中38校で86.4%）。多忙の中、ご協力いただいた会員校の責任者・担当者の方々に厚く御礼申し上げたい。

調査は、これまでと同様、法科大学院教員の立場からみて、各科目の試験内容を適切と評価するかどうかを尋ね、その理由の記載を求めるとともに、末尾に試験全体につき意見を記載してもらう形式で実施した。例年どおり、更に、出題趣旨・最低ライン点の設定について、新たな法曹養成ルートの新設に伴う試験のあり方などについても意見を募った。また、本年は、出題趣旨及び採点実感についての一般的意見も募った。

この報告書は、回答集計と付記された理由・意見を取りまとめたものを各委員に送って関係分野についての評価を依頼し、その結果を報告書案にまとめて全委員に回覧した上で作成したものである。

回答校の割合は、短答式全体で平均87.6%（昨年度は92.1%）、論文式試験必須科目全体で平均81.6%（昨年度は89.1%）、論文式試験選択科目については平均55.0%（昨年度は55.3%）となっている。本年より、回答方式をウェブフォームに一本化した但、回答率の変化との関連性を検討し、翌年の実施方式の改善に活かしてゆきたい。

会員各校には、毎年、本アンケートへの対応にあたって多大なご負担をおかけしている。しかし、法科大学院制度が大きな転換点を迎つつある現状において、司法試験の動向を注視することは法科大学院にとって極めて重要なことである。その関連において本アンケートは重要な意義を有するところ、本アンケートの価値及び信頼性を維持するために、今後も引き続きご協力をお願いしたい。

回答内容全体を概観すると、短答式試験については「適切」「どちらかといえば適切」とする回答があわせて91.3%、論文式試験については、必修科目81.4%、選択科目76.6%である。昨年・一昨年の数値は、短答式試験が95.2%・98.1%、論文式必須科目が92.0%・92.3%、論文式試験選択科目が83.3%・85.6%であるから、いくらかの低下は見られるものの、試験問題に対する積極的評価は、高い水準で安定しているといつてよい。

分野ごとに試験問題の評価をみてみると、短答式においては、いずれの科目も積極的評価

の割合が高かった（憲法：82.1%、民法：94.1%、刑法：96.7%）。各科目に寄せられた意見からは、当該科目内の全分野にわたって出題がなされていること、条文と判例に関する基本的かつ正確な理解を問うものであったこと、求められる知識レベルが適切であること、等が高く評価されたことが伺える。

論文式必須科目においても、積極的評価が多数であることは例年どおりだが、刑法と刑事訴訟法の評価がとりわけ高かった（96.9%、96.4%）。両科目について寄せられた意見には概ね共通する傾向がみられ、特にひねりを加えた問い方をせず、典型論点を問うことを通じて、受験生の基礎的な理解を試すとともに、実務への対応能力を測ろうとするものであったことが好意的に評価されたものと思われる。他方で、憲法と民事訴訟法に対する低評価が目立つ（憲法：64.3%、民訴：56.0%）。詳細は、科目ごとの報告箇所を参照いただきたいが、出題内容に受験生の意表を突くと思われるものがあつたこと等がその背景にあるものと考えられる。他科目においても、基本的な論点を素材した出題が高く評価される反面、やや難度の高い出題であるとの見立てをした場合には低い評価が加えられることがうかがえる。

論文式選択科目は、全体としては積極的評価が76.6%（昨年度83.3%）であり概ね高評価といえるであろう。ただし、知的財産法が71.4%、国際関係法（私法系）が63.6%、環境法が69.2%と、やや低い結果となっている。科目ごとの理由は本報告書の該当箇所を参照いただきたいが、出題の難易度や設問数の多寡が評価時の要点であることが改めて確認できる。

出題趣旨については、いずれの科目でも、詳細かつ丁寧な解説がなされている点に肯定的な意見が多く寄せられた。出題趣旨は、受験生にとっての学修の指針となるだけでなく、法科大学院教育においても大いに参考にすべきものともなる。注目度が高いゆえに、各科目の内容についての具体的な意見が寄せられるなかで、個別の設問の趣旨に対する疑義を述べる意見や、さらに踏み込んで採点方針をより詳細に明らかにすることを期待する意見がみられた。出題趣旨の内容や書きぶりについては、引き続きの精査を期待したい。

最低ライン点の設定については、複数の会員校に共通するような、特筆すべき意見は見られなかった。

出題趣旨及び採点実感についての一般的な意見を募ったところ、各科目にわたり多数の意見が寄せられた。本年の出題趣旨に対する評価と同様に、出題趣旨と採点実感のいずれも詳細な内容が公表されていることを肯定的に受け止めるとともに、さらに詳しい説明を期待する意見が目立つ。他方で、採点実感に関して、科目によっては、採点の基準や方針が具体的に示唆されていない、出題趣旨との重複または齟齬がある等の指摘があつた。

新たな法曹養成ルートの新設に伴う試験のあり方についても、各科目の立場から多様な意見が寄せられた。全体的な傾向としては、試験のあり方を変える必要はないとする意見が

大勢を占めた。在学中受験をする場合の学修時間が短縮されることから、基本的な知識を問いつつ応用力を試すような出題が望ましい、という旨の意見が多くみられたが、現在の各科目の出題の傾向はこれに沿うものといえよう。もっとも、昨年に引き続き、選択科目の立場から、試験までの準備時間の短さに対する懸念や、それを理由に試験レベルの易化や出題範囲の縮小の必要性を示唆する意見が複数みられた。

試験全体について及び司法試験のあり方についても様々な意見が寄せられた。その内容は、多岐にわたる。たとえば、試験科目の構成の再検討（短答式試験の拡充、試験科目の縮小など）、予備試験の廃止を含めた在り方の検討、法曹養成制度全体の見直し、パソコンによる答案作成についてなどがあるが、詳細については回答付記意見を参照していただきたい。

本アンケートは現行司法試験が始まったときから継続して実施されているものであり、司法試験のあり方を考える際の基礎資料として重要であるのはもちろんのこと、法科大学院協会の HP 上で公開し、また、各種の催しなどでその内容を紹介するなどして、広く試験のあり方について考えてもらうための素材を提供するものでもある。例年、日本弁護士連合会のシンポジウム（今年は12月3日に開催）や法務省の司法試験検証担当考査委員会議で本アンケートの内容は紹介されており、特に、後者では今後の試験のあり方について議論する際に本アンケートが活用されている。このようなパイプを通じて、本アンケートに寄せられた意見は、試験のあり方を検討する場で参照され、そこでの議論に反映されていることをご理解いただきたい。今後も引き続き、本アンケートにご協力をお願いする所以である。併せて、法科大学院制度を中核とする法曹養成制度のあり方の再検討が進められている中で、政府の関連会議等において、本アンケート調査結果及び寄せられた意見等に十分な考慮を払われるよう要望したい。

※ 以下の記述中、無回答の割合を示すパーセンテージ表記は回答・無回答を含む総数を母数としたものであり、その他のパーセンテージ表記は当該分野に係る無回答を除く数値を母数としたものである。

## 2. 短答式試験について

### (1) 憲法分野

アンケートへの回答があった35校のうち、憲法の短答式試験については、無記入が7校で昨年より少し増え、回答があったのは28校であった。28校のうち、「適切」と回答したものが15校53.6%（昨年度は14校41.2%）、「どちらかといえば適切」が8校28.6%（同14校41.2%）、「どちらともいえない」が4校14.3%（同2校5.9%）、「どちらかといえば適切でない」は1校3.6%（同0校0%）、「適切でない」は0校0%（同0校0%）という結果であった。昨年度と比較すると、「適切」の割合が少し増えている一方で、「どちらかといえば適切」が減り、「どちらともいえない」「どちらかといえば適切でない」が増えている。全体としては、多少、評価が下がったと考えられる。ただ、個々の意見を見てみると、指摘された問題点は今年度に限らない一般的な出題傾向に関するものもあり、特に今年度の問題について低い評価を下すべき理由があるという意見が多くなったというわけでもないように思われる。

個々の意見を見てみると、積極的な評価を与えている意見は、判例に関する知識を問うものであること、基本的・標準的な難易度であること、偏りなく出題されていること、などの点を挙げている。他方、消極的な評価を与えている意見の中には、細かすぎる出題であること、難しすぎることを挙げるものが多い。いずれの意見も、短答式試験問題の評価軸としては、判例に関する知識を問うものであること、基本的・標準的な難易度であること、偏りなく出題されていることなどを考えていることがわかる。

なお、今年度の問題について個別的な問題点を指摘する意見もある。その点については回答付記意見を参照されたい。

### (2) 民法分野

短答式の民法分野について回答があったのは34校であった。出題内容について適切とするのが24校（70.6%。昨年度は62.2%）、どちらかといえば適切とするのが8校（23.5%。昨年度は32.4%）、どちらともいえないとするのが1校（2.9%。昨年度は5.4%）、どちらかといえば適切でないとするのが1校（2.9%。昨年度は0%）、適切でないとするものは0校（0%。昨年度も0%）であった。適切・どちらかといえば適切と答えた割合は、昨年度に引き続き9割以上の高い水準である。

自由記述欄においては、出題内容について積極的に評価する立場と否定的な評価を含む立場とを問わず、全体として条文や判例についての基本的な知識として必要な内容を的確に問うものであった点を評価するものも多く見られた。他方で、昨年度に引き続き、やや細かすぎる点を問う設問があったことを指摘するものが見られた。

### (3) 刑法分野

短答式試験の刑法分野について回答があったのは30校（昨年度は34校）であった。

回答は、「適切」とするのが19校（63.3%。昨年度は19校）、「どちらかといえば適切」とするのが10校（33.3%。昨年度は14校）、「どちらともいえない」とするのが0校（昨年度は1校）、「どちらかといえば適切でない」とするのが1校（3.3%。昨年度は0校）、「適切でない」とするのは0校（昨年度は0校）であった。「適切」と「どちらかといえば適切」の積極的評価を示すものがあわせて29校（96.7%）となっており、昨年の97.1%に続きかなり高い数値を維持している。今年度は「どちらかといえば適切でない」が見られたものの、否定的評価は1校にとどまっていることからすると、今年度の問題は総じて好意的に評価されているといえるであろう。

回答に付された理由を見ると、「バランス良く問われている」「実務家になるための試験としてとてもよい」「分野の偏りなく、判例等に関する基本的な知識および推論能力を適切に確認する内容である」といった、出題分野のバランスや内容、難易度について肯定的な意見が見られた。

他方、「問17の3（No.28）は判例の併合罪処理が学説の包括一罪説によって有力に批判されていると思われ、他の例でも同様であるが不人気判例の取り上げ方には検討の余地がある」「第9問の1、第11問の5、第16問のウは難易度等に疑問」「第14問のウや第17問の3について適切性に疑問」「文章が長過ぎるものもあった」「正誤の個数を答えさせる設問形式については疑問がある」といった、判例の取り上げ方、難易度、出題形式等についての批判的意見が見られた。同様の指摘は例年見られるところであり、司法試験としてどこまでの知識が要求されるのか、受験生の能力を適切に把握するにはどのような出題形式が相応しいのか、検討を要するものと思われる。上記の他にも様々な意見が寄せられており、詳細は回答付記意見をご参照いただきたい。

## 3. 論文式試験について

### (1) 公法系

#### (a) 憲法分野

アンケートへの回答があった35校のうち、憲法の論文式試験については、無記入が7校で昨年より少し増え、回答があったのは28校であった。28校のうち、「適切」と回答したものが4校14.3%（昨年度は15校44.1%）、「どちらかといえば適切」が14校50%（同14校41.2%）、「どちらともいえない」が7校25%（同4校11.8%）、「どちらかといえば適切でない」が3校10.7%（同1校2.9%）、「適切でない」が0校0%（同0校0%）とい

う結果であった。昨年度と比較すると、「適切」の割合が減り、「どちらかといえば適切」「どちらともいえない」「どちらかといえば適切でない」が増えている。全体としては、評価が下がったと考えられる。

個々の意見を見てみると、積極的に評価すべき理由としては、難しすぎるわけではない、基本的な事項について深く考えさせる、事案が現実的にありうる、などの点が挙げられている。他方、消極的に評価すべき理由としては、難しすぎる、事案が複雑に過ぎる、学問の自由・大学の自治というややマイナーな論点について十全な理解を求めるのは平均的受験生にはいささか酷、などの点が挙げられている。また、今年度は設問形式が昨年度までとは変わったが、その点を消極的に評価する意見が複数あった一方で、積極的に評価する意見もあった。また、本年度については違憲論ではなく合憲論から先に書くように指示した点についても消極的に評価する意見があった。

評価が全体として下がったのは、今年度は学問の自由・大学の自治から出題され表現の自由や経済的自由ほどには受験生の準備が十分であるとは考えられないこと、また、設問形式が昨年度までの傾向と変わったこと、が影響したのだろうと考えられる。つまり、これらの点を消極的に評価する意見が多かったということであるが、ただ、これらの点を積極的に評価する逆の意見もある。評価が分かれているところであるが、受験生を惑わさないためにはある程度の安定が必要と思われる。この点、出題趣旨において、なぜ出題形式を変更したのかなどについての説明を求める意見があった。理由が説明されれば、受験生も戸惑わずに勉強を進めやすいように思われる。

出題趣旨・最低ライン点の設定については、様々な意見が寄せられたが、全体としては好意的なものであったように思われる。出題趣旨についていえば、受験生目線で丁寧である点などが積極的に評価されている。ただし、上述のように、今年度の質問形式が昨年度と異なった点についても出題趣旨で説明するように求める意見があった。

今年度に限らず、出題趣旨・採点実感については、好意的な評価がある一方で、個々の記述についてその学問的な当否を争う意見も提起されている。

新たな法曹養成ルートの創設に伴う各科目の試験のあり方については、多様な意見が寄せられているが、より基本的な出題を求める意見が複数あった。このような意見は、そもそもこれまでの出題傾向が難しすぎるのでより基本的・標準的な出題が求められていたところ、新たな法曹養成ルートの創設はその点をより一層求めることになる、という意見であると思われる。

## (b) 行政法分野

回答を寄せた 26 校のうち、「適切である」と評価したのが 19 校(73.1%)、「どちらかといえば適切である」が 4 校(15.4%)、「どちらともいえない」が 1 校(3.8%)、「どちらかといえば適切でない」は 1 校(3.8%)、「適切でない」が 1 校(3.8%)であった。無回答は 9

校(25.7%)であった。昨年は、「適切である」と評価したのが64.7%、一昨年は、同じく「適切である」と評価したのが42.9%であったのに比べると、今年は73.1%とかなり高くなり、本年度の行政法論文問題については、かなり高い評価が得られているといえよう。ただし、無回答が9校(25.7%)で、昨年の4校(10.5%)と比べかなり多くなっていることが気にかかる所であり、また、「適切でない」と回答したところが1校あった。

本年度の問題について、「適切である」とした回答に付記された意見をみると、「林地開発許可をめぐる原告適格の範囲という、オーソドックスな論点について各原告の立場に立った多面的な主張を展開することを求めた問題であり、出題として適切である」「基本判例の正確な知識と理解を踏まえ、具体的事案に即してその応用能力を試す問題である」「法科大学院教育を受けていれば学習するであろう著名な判例を基に作問がされており、適切な難易度と思われる」「過度に難解になることなく、適正に理解力を測ることができる良問である」「各設問とも、法科大学院で通常学ぶ学習事項を扱っており、また法科大学院で通例学ぶ重要判例を想起すれば十分に解答の糸口を見つけることのできる問題であった」「複雑でない基本的な事例に基づくオーソドックスな出題であり、出題意図もつかみやすい」「極めて素直な問題であり、受験生の学修成果を適切に評価することができる」「取消訴訟の原告適格・主張制限、いわゆる個別事情考慮義務等の重要論点について比較的重要な判例を絡めつつ多角的に解かせるオーソドックスな問題であって、受験生に過度の負担をかけることなくその能力を的確に問うものであった」「行政法の基本的知識を問うとともに、法令の解釈と事案の事実の読み解きが適切に行われることを測る、良い問題であった」「参照されるべき関連判例の内容が良い」など、多くの高い評価コメントが付されている。

「どちらかといえば適切」との回答に付記された意見の中では、「行政法の重要論点について習得すべき事項をバランスよく問うているが、会議録の誘導のなかには必ずしも必須とはいえない検討を求める趣旨にも読める部分があった」と指摘するものがあった。

「どちらともいえない」との回答の付記意見の中には、「設問1(2)について…建築基準法9条も参照した上で規定の仕方の違いについても誘導することが必要である」との指摘がみられ、「どちらかといえば適切でない」との回答の付記意見では、「先例を参考にしながら考えればよい…問題(論点)について細かな論述を要求する出題を多くしすぎではないか。問題(論点)をしぼり、じっくり考えさせる問題(論点)を1つ設定すべきだった。…設問1の原告適格や狭義の訴えの利益に関する問題については最高裁先例を明示しておきながら、設問2に関して、出題趣旨でも言及される最判…が検討会議の会議録において言及されないのは、…恣意的である」との意見があった。

「適切でない」との回答の付記意見では、「設問1(訴訟要件)については、著名判例をベースとしており、かつ、判例の判旨だけを暗記していれば足りるのではなく、判例が前提としている個別法の仕組みとともに理解しているかどうかを問う出題であり(特に訴えの利益)、適切である…のに対し、設問2(本案主張)は、処分の根拠法から許可要件が何かを分析することが必須であるにもかかわらず、それを問う出題になっていないのではない

かという疑問がある」との問題点の指摘がみられた。

今年度の行政法の問題については、総じて、基本的で素直なオーソドックスな問題でありながら、法科大学院での学修成果を適切に評価することができる問題として、難易度の適切さも含め、高く評価されているということができよう。

出題趣旨・最低ライン点の設定については、「出題の趣旨も、問題の所在、論すべきポイントがクリアに説明されていると思われる」「特に本案の問題（設問2）について、比較的具体的な出題趣旨が提示されており、受験生にとっても分かりやすい内容になっていたと考える」「過去にはおよそ120分では法科大学院を卒業したての学生には解答不可能と思われる問題も散見されたが、現在は問題が絞られそのような懸念は相当程度払拭されていると思われる。他方で、奇をてらわない基本的標準的な問題が出題されている以上、想定された最低採点ラインがあるのであれば、安易にそれを下げて合格者を出すということは好ましいこととは思われない」など、概ね適切であるとする意見が寄せられているほか、「先例との対比も含め、解答に関する要求の水準がやや高すぎるように思える」「公表されている出題趣旨について、問題文の繰り返しにとどまっている部分があるため、もう一步踏み込んで具体的に記載していただけるとありがたい」という意見や、「〔設問1〕（2）について「問題文と法務室長3番目の発言と比較して、…出題の趣旨が…やや微妙になっている」との指摘があった。

また、本年度のものに限らない「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」としては、「ともに適切と考える」「年度により疑問のある解説も示されているが、本年度を含め近時は丁寧な議論が示されている」「行政法は原告適格、処分性、裁量論など、個別法をその場で読み解かせる『出たところ勝負』の要素が強い科目であるため、出題がマニアックなものに偏ることなく、平易な事案を用いて深く考えさせ、記述させるという形式を今後も貫いてほしい」との積極的な評価がなされているほか、「採点の基準について、具体的なものを公表してほしい。できれば解答例なども示してほしい」「なるべく、詳しいものが望ましい」「学生が公式に頼ることのできる解答例は実質この二つに限られているため、学生が読みやすい、また答案の検討がしやすいものを心がけて頂きたい。年度によっては実感部分の重複があり、読みにくいものがある」「参考にすることを明確に求めている判例をどのように参考にすべきかについては、『出題趣旨』でせめて例示でもしなければ、説明不足であるように思われる」など、さまざまな意見も出されている。

なお、新たな法曹養成ルートの創設に伴う試験のあり方についても、多くの意見が寄せられたので、紹介しておきたい。

「これまでどおりの方針、難易度で継続すべきである」「これらの制度変更によって従来の作問の方向性を変える必要は全くない」「行政法の問題に関しては現状で変更が必要とは思わない」「現在と同様に、基本的な論点に関する理解を実定法に即して敷衍できるの



かにつき、会議録による誘導を付したうえで問うという形式を維持していただくのがよろしいと感じています」「本年度の問題程度の難易度が維持されることが望ましい。しっかりと勉強してきた者と、勉強が足りていない者との差もその方が出やすいように思われる」「行政法の基本的知識と、そのもとでの法令の解釈と事案の理解を適切に測れる、今年度のような問題は、在学中の受験であっても十分な能力があるかを測れる問題であると考える」「法曹コースの新設に限ったことではないが、行政実体法（本案主張）の出題に当たっては、処分の根拠法である個別法の規定・仕組みから処分要件をどのように読み取ったかをまず確認できる出題をすべきである」「行政法については、学修期間が少ないことが予想されるため、やはり、様々な個別法テーマを題材にした問題文の中で、基本的な重要論点の理解をきくという従来のパターンで出題していくことが適切ではないか」「最近の行政法の問題は、以前に比べて基本的に難易度が抑えられていると思われる。今後、行政法は他の基本科目に比して学修に割ける時間が限られる傾向があると思われるので、難易度が上がらないように注意して頂くことを希望する」など、基本的にこれまでの出題傾向を維持すべきとの意見が多く出されている。他方で、「カリキュラムから考えても、従来以上に行政訴訟以外の行政救済法の論点が出題されにくくなるように思われる。それが学生の学習意欲の低下を招かないような工夫が必要と思われる」などの懸念の指摘のほか、「形式（択一か、小問か、あるいは論述の中に入れ込むか）はともかくとして、基礎的力を試す問題を出題するのはどうか」「行政組織、住民訴訟、国家賠償法2条、など、やや他法分野とも跨がる学習項目については出題しないことを明示するなどの方策も検討されて良いと思われる」「多くの論点を迅速に処理させる問題だけの試験問題とせず、標準的な論点を標準的かつ迅速に処理させる問題と、じっくりと考えさせる問題とを組み合わせるべきではないか」など、出題方法、出題範囲についての具体的提案もみられる。

行政法の出題範囲のあり方については、例年多様な意見が寄せられているが、出題の基本路線としては、従来通りのパターンで、難易度についても従来通りでよいとの意見が大勢を占めているということができよう。

## **(2) 民事系**

### **(a) 民法分野**

論文式の民法分野について回答があったのは33校であった。出題内容について適切とするのが17校(51.5%。昨年度は37.8%)、どちらかといえば適切とするのが14校(42.4%。昨年度は54.1%)、どちらともいえないとするのが2校(6.1%。昨年度は0%)、どちらかといえば適切でないとするのが0校(0%。昨年度は8.1%)、適切でないとするのが0校(0%。昨年度も0%)であった。適切・どちらかという適切とするのが90%以上という高い割合であり、昨年度と比較すると、適切とする割合が増加し、どちらかといえば適切で

ないとする意見がなくなるなど、肯定的な評価が増加している。

個別意見および出題趣旨等についての意見の中で肯定的理由としてあげられているものは、従前と同様、基本的な事項の正確な知識を問うものである、制度横断的な問題に対応するための論理的思考力・応用力が試される問題である、法科大学院の授業内容に対応している、難易度も相当である、出題範囲としてもさまざまな分野に及ぶものであり適切であるといったものである。今年度はとりわけ、出題内容がオーソドックスなテーマであったことを肯定的に評価するものが多かった。

今回の出題に対する疑問点・改善すべき点としては、従前から指摘されてきた問題文の長さや設問の多さ（あるいは時間制限の厳しさ）がある。今年度は、問題文が長すぎるという指摘はほとんど見られなかったが、他方で、検討すべきポイントが多すぎ、受験生が深く検討するための時間がなく、ある種の事務処理能力を試すものとなってしまっている、との指摘が複数見られた。

出題の趣旨に関しては、詳細かつ丁寧であってわかりやすく、学習上の参考になることを評価する意見が多く見られた。なお、最判平成18年2月23日民集60巻2号546頁をめぐって、判旨の表現と出題趣旨との整合性に疑義がある点を指摘する意見が複数見られた。

今後の試験のあり方に関する意見は、昨年度よりもやや多様化した印象であり、いずれが多数であるとも評しがたい。すなわち一方で、新たな法曹養成ルールの創設後も出題方針を変更する必要はなく、これまでのように、基本的知識を問いつつ、応用力や制度横断的な理解を問う問題を出題して欲しいという意見がみられる。他方で、法曹コースや在学中受験を念頭に置いて、基本的な問題やこれを応用するタイプの問題に重点を置くべきことを主張する意見もあった。

## (b) 商法分野

論文式試験の商法分野について回答のあった法科大学院は28校（80.0%。昨年より6校減少）で、7校（昨年より3校増加）が無回答であった。

回答した法科大学院のうち、「適切である」との回答が13校（58.8%。昨年より7校の減少）、「どちらかといえば適切である」との回答が13校（38.2%。昨年と同数）で、肯定的な回答をした法科大学院の数は26校（92.9%）で昨年より数において7校、パーセントにおいて4.2ポイント減少した。

「適切でない」、「どちらかといえば適切でない」とする回答は0校で、一昨年・昨年に引き続き否定的な回答をした法科大学院は無かった。「どちらともいえない」とする回答は2校で、昨年より1校増加した。

問題の内容およびレベルについては、会社法上の重要な制度や判例に関する基本的な理解を問いつつ、設問の事実関係を踏まえながら結論を導き出す事案分析力も問う出題であり、良問であるとの肯定的な意見がほとんどであった。単なる論点暗記型の学習では対応で

きない思考力を要する問題であること、事実から論点を抽出するという法曹に必要な能力を測る出題であること、近年の判例の動向や M&A における利益相反という中心的な論点に関する出題であること、を高く評価する意見もあった。また、会社法に関する基本的な知識を基礎として事案を分析する能力を問う良問ではあるが、こうした出題は、上位層の差別化には資するが、中位層～下位層の差別化に適するかどうかいささか心許ない、という意見や、法科大学院教育の目的に沿った出題だが、現場で考えるには相当の能力が求められ、大半の受験生が規範レベルの検討でつまずき、不十分な記述に止まってしまってあまり差がつかない可能性があるとして、出題を、基本的知識の確認と、未知の問題を基本的知識をベースに自分なりに法律論を組み立てて解決する能力の確認との間でうまくバランスをとることが必要である、という意見など、出題のあり方に問題提起をする意見もあった。また、設問 2 には様々な立論が考えられ、答案のバリエーションも大きくなりうるから、採点の公平性を確保する上で採点基準には相応の工夫を要することを指摘する意見もあった。否定的な意見としては、論点はもう少し基本的なものに比重を置くほうが受験者の実力を測りやすいとの意見、設問 1 が、取締役の任期に関する下級審判決を題材とするもので、十分な議論がなされているものではなく、前提についての考え方もわかる可能性がある問題であって、司法試験の問題としては適切ではないとの意見、難しい問題ではないが少なくない学生が設問 3 に困惑したのではないかとの意見があった。

問題の分量については、適切であるとする意見もあったが、2 時間という試験時間から疑問を呈する以下の意見もあった。3 問とも応用的考察が必要とされることから、2 時間の試験時間に鑑みて難問となっているように思われるとの意見、例年と比して問題文が長く、本題にたどり着くまでが大変であったと思われるとの意見。任務懈怠の判断枠組みを選択するために考慮すべき事情が多く検討に時間がかかり解答時間は不足したと考えられるが、設問 2 について、深く考えることなく早々に経営判断原則の問題と捉えて一通りの解答を仕上げ設問 3 の解答時間を確保した答案と、設問 2 の任務懈怠を判定する規範を丁寧に選択し正当化した結果、設問 3 の解答時間に不足した答案とで、簡単に優劣を付けられないという問題があるとの意見、個別にみれば悪い問題ではないが、応用的な問題 3 問を同時に出题するのが適切かどうかはよく分からないとの意見、設問 2 および 3 は、事実関係がやや錯綜していて、限られた時間内で事実を適切に取り上げて十分に論じることは容易ではないとの意見、平均的な受験生にとって設問 2 を 40 分で事実関係を適切に分析・検討して答案を書くことは困難であるとの意見、問題文が長く、処理しなければならない情報量が多いため、情報処理能力で大きく差が開く可能性があることを懸念する意見があった。

出題趣旨については、詳細かつ丁寧な説明がなされており、受験生が過去問として検討する際の資料として配慮されている、との肯定的な意見がほとんどであったが、設問 1 の出題趣旨に疑問を呈する意見が 1 件あった。

「新たな法曹養成ルートの創設に伴う商法の試験のあり方について」では、これまで通り、基本的な知識をもとに、事案から論点を抽出する能力を測るような出題が望ましいとする

意見が多数であった。少数だが、在学中受験を想定したカリキュラム編成との関係で、出題範囲を限定することも検討に値するとの意見があった。また、昨年と同様、試験範囲から手形法・小切手法を削除すべきとの意見が数件あった。

### (c) 民事訴訟法分野

論文式試験問題について回答があったのは 25 校であり、そのうち「適切」としたのは 6 校 (24.0%)、「どちらかといえば適切」としたのは 8 校 (32.0%)、「どちらともいえない」としたのは 7 校 (28.0%)、「どちらかといえば適切でない」としたのは 3 校 (12.0%)、「適切でない」としたのは 1 校 (4.0%) であった。無回答は 10 校 (28.6%) があった。

「適切」と「どちらかといえば適切」との回答をあわせると、14 校(56.0%)である。昨年の 93.3%からは大幅減となり、論文式必修科目全体でもワーストとなってしまった。この主たる原因は、設問 3 において USB メモリの証拠調べにおける取扱いが出題されたことにあると思われる。

自由記載欄をみると、「適切」との回答からは、「基本的な論点について正確な知識を確認したうえで、これを事例に正確に当てはめることを求める良問である。」との評価や、「法科大学院の講義と演習で取り上げているはずの基本的な知識と重要判例についての十分な理解があれば、少なくとも合格点をとることはできたはず」、「判例の形式的な結論に依存させずに自分で考えることを求める出題は適切である」、「素材の設定、出題の難度ともに適切な範囲内のものと思われる。」といった評価がなされている。

「どちらかといえば適切」との回答からは、積極的評価として、総論的に「基礎的な原理、原則や概念についての理解及び知識と、これを具体的事案に当てはめる法的思考力を問う問題となっている。」、「関連する判例に関する知識を試すのではなく、その考え方の理解を問う出題が含まれている」、「問うている事項・論点自体は標準的であり、民訴の知識を答えさせる問題、判例の射程を聞く問題、自分の頭で考える能力を測る問題などが満遍なく出題された点は、非常によかった」、「法科大学院の民事訴訟法において通常学修する判例・論点をもとに、その射程を具体的事案に即して問う問題と、典型的な論点ではあるが、様々な学説についての帰結を正確に問う問題などは評価できる」、「各設問とも、比較的わかりやすい事例をもとに、民事訴訟法の基本的知識によって解答ができる問題であり、おおむね適切である」といった評価がなされており、個別の設問についても、設問 1 について「設問 1 は判例が明確な判断を示さないままの当事者確定の議論について、学説の対立状況をきちんと理解しているかを問う点が良かった」という意見、設問 2 について、「主観的追加的併合に消極的な判旨から、許容すべき範囲や正当化根拠を引き出そうとする点も、議論状況の把握を前提とする点で優れていた」との意見、設問 3 について「設問 3 は現代的な問題について、その基本事項を押さえて論ずることを意識させる問題であり、書証手続についての理解度が評価にきちんと反映しそうな素晴らしい問題だった」との意見が見られた。

これに対して、消極的評価としては、「設問1の課題1と設問2の課題は、いずれも論点が指示され、結論を決められた上で、理由づけを論述するという問題である。このような問題が不適切というわけではないが、法的思考力より作文力で差がつくように思う。事例をもとにして、受験生に、問題点を抽出させ、その結論と理由づけを考えさせる出題の方が望ましいと考える」との意見や、「解答の仕方がやや分かりにくかったように思われた問題（特に設問1課題2）があり、その点は改善が必要としました」、「設問3は、通常の受験生にとって手薄な分野であり、また、課題を前半と後半とに分割したことにより、かえって解答しづらくなってしまったのではないかと思われる」、「一部の設問（設問3）については、法科大学院修了者に問うのはやや酷とみられる（実務家でも的確な解答が難しいと思われる）設問もあった」という意見があった。

「どちらともいえない」との回答からは、積極的評価として「設問2に関し、あらかじめ主観的追加的併合の要件を示しているのので、受験生にとっては、解答しやすかったと評価できる。」との意見があった。他方、消極的評価として、「設問1課題2に関して、問題文及び出題の趣旨では、被告を乙と確定した場合には、第2回口頭弁論期日におけるAの陳述は乙の代表者としてのものとなることが前提とされている。しかし、Aは、「Xの訴えを空振りさせて時間稼ぎができるように一計を案じ」たのであるから、第2回口頭弁論期日の時点においては、Xが気づいていないのを奇貨として、甲の代表者であるかのように振る舞う方が素直なように思われ、問題文の設定では、Aの行動が不可解なものになっているのではないか。このようなことからすると、深く考えない受験者ほど容易に想定解の方向に辿り着いた可能性もありそうである。」、「特に設問2については、従来の基本的な論点や判例法理の理解の応用というよりは、知識がなくてもある程度の読解力があれば解けるような問題ともいえ、若干違和感を覚えた。問題文中の誘導が強すぎるのではないかとも思う。」、「設問3は、今後検討されるべき重要な問題ではあるが、論文式試験で問うことが適切であるかは検討の余地がある。」、「最後の問題が、法曹としての適格を判断する指標になるとは思えません。法科大学院における授業で一般に講義されているとも思えません。法科大学院の授業や日常の勉強の成果を測るものしてほしいと思います。」といった意見があった。

「どちらかといえば適切でない」との回答からは、「設問が全体として、実務家になる入り口の段階として、受験生が有すべきだと考えられる民事訴訟法に関する知識・理解・問題解決能力を問う問題として、適切であるかには、疑問がある…第1に、本試験で扱われている論点（具体的には、当事者の確定、主観的追加的併合、書証の意義）が、法科大学院の限られた授業時間の中では、十分な時間を割いて扱われていない論点に偏っているように思われること。…第2に…当事者確定基準に関する学説は錯綜している状況にあること、出題の意図にある意思説や行動説はいずれも問題があることが指摘されていること、判例もいずれの見解に立っているとも位置づけられないといわれていること、に鑑みれば、この論点についての学説の理解を問うことが、受験生の能力を計測するのにどれだけ有効か、疑問がある。第3に、〔設問3〕で問われている内容は、民事訴訟法を学ぶ者として意

識すべき重要な内容であることは間違いないが、その内容は、この問題について事前の十分なインプットが無い者が、既知の情報を頼りに短い試験時間の中でその場で考えを組み立てて解答を導出することに意義があるものとは思われない。この内容については、一般的に法科大学院の授業で十分な時間を割いて説明がなされることはほぼないと考えられ、〔設問3〕が受験生の民事訴訟法についての実力を計測するのに適切な問題となっているとは思われない。第4に、〔設問1〕中、自白に関する問題については、検討対象となっている事実の中に、主要事実とは言えない様に思われるもの（例えば、請求原因事実(3)中の賃料不払いの事実）も含まれていることから、自白の成否を検討する際、対象事実を切り分けて事実性要件を検討することまで要するのかが問題となるように思われるにもかかわらず、その点をどう扱ったら良いかの指示が問題文中で不明確であるように思われる」、「問3についての知識・理解を問うことが、実務家としての能力・素養を測る上で適切なものとは考えられない」、「論理を積み上げ、法的思考力を問うような法的論点が少なかった。まともな受験生は肩透かしをくったような感覚であろう…難問はないが、学生があまり考えたことのないような問題を出題しようとする傾向が強いように感じられます。長文問題であっても、旧司法試験問題に準じるような素直で題意の明確な問題（必ずしもやさしい問題ではなくても）を出題するほうが、学生の能力をより適切に評価できるのではないかと思います。また、第1問は誰が見てもまずは法人格否認を考える事実関係でそれを考慮する必要はないという前提ですが、このテーマを問うのにあえてこういう事実関係を設定するのは適切でしょうか」といった意見があった。

「適切でない」とした回答からは、「設問1・2については、通説・判例による結論を確認することもなく、理論的対立について検討させる問題としては不十分である。設問3は、定義を問うことは重要であるが、知識を問う結果となっており、また理論的・実務的意義にも欠ける。」との意見があった。

総括すれば、学説上議論が分かれる点や判例の射程の問題等について、標準的なレベルで出題している点については評価がなされているといえよう。しかし、設問3は一般的に法科大学院では扱っていない論点と思われ、特に消極的な評価が目につき、また、設問1の問題設定や設問2の誘導など、出題方法への指摘もなされている。

出題趣旨については、「出題趣旨は丁寧に記述されており、分かりやすい。」といった積極的な意見とともに、「受験生の学習の指針となるよう、さらに丁寧な説明をお願いしたい」といった意見も見られた。

また、本年度のものに限らない「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」については、「今後とも受験生の勉学にとって指針となる「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」を公表して欲しい」、「詳細に記載され、有用である。」といった積極的な評価に加え、「論点の論証パターン丸暗記答案は評価されないこと、判例も結論をただ覚えているだけでなく、射程範囲を具体的事案に即して学修する姿勢が大切であることなどは、今後も強

調していただきたい。」、「求めているものが、理想的なものと、それには及ばなくても合格ラインには乗るものと、明確に分けて書くことが望ましい。」、「出題の趣旨及び採点実感等に関する意見については、現状よりも早期に掲載することが望ましいと考えられる。」という意見も見られた。

また、新たな法曹養成ルートの新設に伴う各科目の試験のあり方については、「大きく変更する必要はないと思われる。」、「本年度のような出題を継続していただきたい。」、「出題レベルを下げると、安易な受験対策に走る方向に誤ったメッセージを与える可能性が高く、これまでの法科大学院教育の基礎を掘り崩す危険があるように思われる。」といった意見が見られる一方で、「知識の量よりも、基本的な論点についての理解の深さを測る問題とするべきである」、「基礎・基本から考えれば答えが導き出せるような問題にしていきたい」、「学習期間が短くなるため、論述式試験において細かな知識を問うことは適切ではない。」といった意見も見られた。

### (3) 刑事系

#### (a) 刑法分野

論文式試験の刑法分野について回答があったのは 32 校（昨年度は 34 校）であった。

回答は、「適切」とするのが 23 校（71.9%。昨年度は 16 校）、「どちらかといえば適切」とするのが 8 校（25.0%。昨年度は 15 校）であり、これらをあわせて積極的評価を示すものが 31 校（96.9%。昨年度は 31 校）であった。「適切」とする法科大学院数及び積極的評価の割合は、昨年も高い数値であったが（昨年度の積極的評価の割合は 91.2%）、今年度はそれをさらに上回るものとなった。他方、「どちらともいえない」とするのが 0 校（昨年度は 2 校）、「どちらかといえば適切でない」とするのが 1 校（3.1%。昨年度は 0 校）、「適切でない」とするのが 0 校（昨年度は 1 校）であった。

出題形式が平成 30 年（2018 年）に大きく変わってから 5 年目の今年度も、同様の出題形式を踏襲しており、このような形式は完全に定着したと思われる。出題形式に関しては、「異なる結論を導きうる見解を問う近年の出題傾向は今後も維持すべき」「設問 1 は主として立論能力を問う問題、設問 2 は主として事案処理能力を問う問題であり、全体としてバランスが良い問題」という積極的評価が見られ、また、「適切」と評価した割合が高かったことからしても、今年度の問題は好意的に受け入れられているといい得るものの、「出題形式が頻繁に少しずつ変更されていくことで受験生を困惑させかねないこと、各設問の配点が示されていないため民事系科目等に比べ不親切であることは適切でない」「設問 1 については、部分的ながら判例で否定されている見解を敢えて記述させる内容であり、法科大学院教育に必ずしも適切とはいえない影響を与えるのではないか」との消極的意見もわず

かながら見られた。実務家養成を主眼とする法科大学院教育において常に論点になるところであるが、「設問による出題を継続していく場合は、あまりにマイナーな論点の出題がなされないように配慮する必要がある」といった指摘が注目される。また、「『各主張の当否について、それぞれ簡潔に論じなさい』という問いの立て方が曖昧である」といった設問のあり方についての指摘も見られた。

解答時間については、例年、批判的意見が見られるところであるが、今年度は、「内容・分量ともに適切」「問題の量も受験者がじっくり考えることのできる分量になった」との積極的評価が散見され、明確に否定的意見を述べるものは見られなかった。思考力を問うという面においては、今年度は良問であったということであろう。

内容については、「基本的な理解と応用力が試される良問」「基本的な問題点について近時の判例を踏まえての理解を問うもので、よく練られた問題」「地道に基本書や判例を読み、自分の頭で論理を検証しながらその妥当性を吟味する学修習慣を求めるもの」「特に設問2の傷害罪の成否の検討を求める部分により、最重要の基本判例の理解と事例構造の適切な分析に基づき、具体的事実を評価して結論を導く能力を測りつつ、それ以外の部分も含めて、思考力・応用力や、やや周辺的な領域についても基礎知識を身につけていることの評価も一定程度可能とするバランスのとれた出題となっている」といった積極的評価が見られた。

個別の設問については、「正当防衛状況を基礎づける急迫性について、被侵害者と防衛者のいずれを基準に判断すべきかという問題は、判例知識の表面的な理解では対応できない『考えさせる』出題であり、柔軟な法的思考と論理力を試すうえで適切であった」といった好意的意見が見られる一方で、「設問2の自招危難に関しては、必ずしも定説がなく、判例の立場も（少なくとも近時のものに関しては）明確ではない部分があるので、受験生にとっては書きにくかったように思われる」「自招侵害に関する平成20年決定との対比を受験生に意識させるのはやや難しいのではないか」といった消極的評価も見られた。受験者を順位付けるために高難度の論点を設けることは理解できるものの、どのレベルまで受験者に要求すべきか検討の余地がある。

出題趣旨・最低ライン点の設定については、「出題趣旨は、懇切で多様な解答がありうることを示す点で適切と思われる」「複数の理論構成の筋道について、丁寧かつ明快に解説した出題趣旨となっており、受験生に対しても、学修上の重点の置きどころを伝えるメッセージになることが期待できる」等の肯定的評価が多数であり、「問1と問2の配点が示されていると良い」との指摘もあった。他方で、個別の設問にも関連することであるが、急迫性の判断基準を被侵害者と防衛者で区別することに疑念を示すものや、誤想過剰防衛という言葉を用いなかった理由を問うもの、「『出題趣旨』では、最決平成20年の自招『侵害』に関する判例が参考になると書かれているが、あまり一般的な解決方法ではないように思われる」との指摘、また、「出題趣旨は当該事例問題の分析検討を通じた基本的な法的解決のルートを指し示すことが本来ではないかと思われるので、論点や判例等の扱いについて論理展開の可能性の追求としてありうるという指摘を前面に出すのは疑問に思われる」といった意見も



見られた。

本年度に限らない出題趣旨、採点実感等に関する意見については、「現状を続けてほしい」といった好意的な意見が多い一方で、「より詳細でもよい」「もう少し簡潔でも良い」といった意見も見られた。また、「採点実感等に関する意見として、採点委員から出た多くの「実感」の全てを反映させることが受験生にとってどこまで現実的であるか、という点についての検討を是非お願いしたい」「昨年度の採点実感に『論証パターンの書き写しに終始している』という指摘があり、『こういうことだろうな』とイメージはできますが、差し支えなければもう少し具体的に悪い例を書いていただくと受験生も参考にしやすい」といった具体的な要望もあった。そして、例年見られる意見であるが、「もう少し早い時期に発表されれば、適時に次のステップへの指導ができる」といったものもあった。

新たな法曹養成ルートの創設に伴う各科目の試験のあり方については、「制度が変更されたとしても、法曹になるために必要な能力を測る試験としての性格に変更はないはずなので、従来通りでよい」「制度変更によって何かを変えるべきとは考えない」「在学中受験は優秀層を想定した例外的な措置と考えれば、ある程度の難易度を維持していくべきであろう」といった、現在の出題傾向を肯定的に捉える意見が多く見られた。「学修期間が限られることを考慮すれば、最重要判例・論点についての理解度、特に、判例の理解に基づいて事実を適切に分析、評価する能力が採点評価の上で大きな比重を占める出題が強く求められる。その一方で、……従たる位置づけでは、基本的でありながら学修の穴になりやすい事項について簡潔な論述を求めたり、応用的な問い方をしたりすることも必要であり、本年度のように、それらのバランスを意識した出題に務めるべき」とする意見も同様であろう。他方、「これまで以上に、判例・通説とは異なる学説に関する知識を前提とする問題は、望ましくなくなる」といった指摘や、「判例の射程を踏まえた論述・検討を正面から求めるような設問を置くことも十分にありうるのではないかと思われる。例えば、関連判例自体は資料として掲載しつつ、判例を前提にしながら異なる結論に至り得る立論を説明・検討させる問題などが考えられる」といったより新制度を意識した問題とすべきだとする意見もあった。

上記に引用した意見のほかにも示唆に富む意見が多く寄せられており、是非とも回答付記意見を参照していただきたい。

## (b) 刑事訴訟法分野

本年の刑事訴訟法・論文式の出題は、〔設問1〕がおとり捜査の適法性を問い、〔設問2〕が(広義で)訴因変更の可否を問うものであった。この出題について、28校(昨年は35校)からの回答があり、「適切である」と回答したのが15校(53.6%。昨年は55.9%)、「どちらかといえば適切である」と回答したのが12校(42.9%。昨年は41.2%)、「どちらかといえば適切でない」と回答したのが1校(3.6%。昨年は0.0%)であった。「適切である」「どちらかといえば適切である」という積極的評価が多数を占めたことから、基本的には肯

定的に受け止められているとみてよいだろう。

積極的評価の理由を該当の回答付記意見から抜粋しつつ検討する。まず、「基本的な論点に関して出題されており、出題意図も明確である」、「重要論点につき整理して理解していれば基本的に解答できる問題で、適切」「基本的な学識が問われている」といった意見からは、おとり捜査及び訴因変更の要否がいずれも、刑事訴訟法を学ぶ上で必ず触れることになる重要論点であり、また、「法科大学院の学修成果を適切に判断できる水準・内容である」という意見が示唆するように、法科大学院でも必ず教育する事項である点が、高く評価されたことがうかがえる。加えて、「事例の中から規範の適用にとって重要な事実を抽出して分析し、規範に当てはめる能力を試すことができる問題となっている」、「あてはめの巧拙で受験生の実力を測ることができる設問となっている」、「法科大学院で学修する基本的な問題を取り上げ、事実を摘示して記述することも比較的容易で、基本的学識、法適用能力及び論理的思考力を試す問題として適切なものといえる」といった意見からは、事例中の具体的事実即ち法適用の適切さを試すことのできる出題であると評価されたと言える。

他方で、「どちらかといえば適切でない」と回答した1校の意見は、第一に、設問2において、「裁判所が、前記の心証に至った理由を説示した上で、・・・罪となるべき事実を認定し、判決をすることが許されるかについて論じなさい。」、「裁判所が、前記の心証に従い、事実認定の理由として、共謀が成立したのは同月2日である旨説示した上で、・・・罪となるべき事実として認定し、判決をすることが許されるかについて論じなさい。」という問いの立て方が誤解を与えるものであると指摘する。第二に、「事例分析の難易度は比較的高く応用力を問うことのできるものである」と指摘する反面、「設問によっては、過去の司法試験・予備試験を解いておけば対応可能なものと思われ、そのような出題傾向が望ましいかについては、若干の疑問がないわけではない」と述べる。

前者については、当該箇所が特段の違和感のある問いであるようには思われませんが、一般論としては、受験者を不要にミスリードしないような表現が選択されるべきであろう。

後者と共通すると思われる指摘は、積極的評価をした意見の中にも見られる。次のものである。「【〔設問2〕小問2について】やや疑問が残る出題であった。小問2は、教科書で必ずしも十分に記述されていないテーマについて問うものである。そのため、このテーマを事前にきちんと学習しておくことを受験者に求めるのは、難しい面があるのではないかと考える。他方で、このテーマの出題意図が、試験現場で、受験者が訴因論の知識を踏まえて自分なりの論理的思考過程を示せるか否かを試すことにより、(受験者にとっては)未知の問題への対応能力の有無を測ることにあったとも考えられる(現場思考型の出題)。しかし、このテーマは予備試験平成29年度に既出のものである(旧司法試験においては、少なくとも事例問題の形では出題されていないはずである)。そうすると、予備試験過去問の検討を行っていた者は正解筋の当たりをつけて解答できることになってしまい、予備試験過去問検討の有無によって差が付いてしまうことになる。仮に現場思考型の出題をするのであれば、旧司法試験、予備試験、現行司法試験の過去問で出題されていないテーマを選ぶ方が良

いのではないかと考える。」

本年の出題で最も評価が分かれたとみられるのは、〔設問2-2〕である。上記の意見だけでなく、「設問2は、未修コース学生にはやや難しいか」、「共謀に関する争点顕在化措置の論点は、実務感覚を理解できないと難しいうえに、学生の立場からすると後回しになりがちなところであって、基本的な実力を試すという趣旨からすると、やや難しい問題だったかもしれない」といった意見が寄せられている。

〔設問2-2〕は、公訴事実には共謀がなされた日にちが記載されていないこと、及び、検察官が冒頭陳述でこれを釈明したことを前提に、共謀の日にちが訴因として特定しなければならない「罪となるべき事実」に該当するの否かを論じさせた上で、不意打ち防止のための争点顕在化措置を採るべきことを論じることを求める出題であった。当該出題自体は、仮に、受験生が最判昭和58年12月13日(刑集37巻10号1581頁)を知らなくとも、共謀の日にちが「罪となるべき事実」に該当するの否かを訴因制度の趣旨に照らして検討し、たとえ訴因の内容とはならず訴因変更手続が不要である場合にも、被告人の不意打ちを防止するために裁判所が採るべき措置を検討することは可能であったとも考えられるため、たしかに難度がやや高めではあるが、制度の基本的な理解に即して解答することを期待できる適切な問題であったように思われる。

他方で、平成29年の予備試験との類似性は、上記の意見に限らず指摘されていることである。同じ事項を扱う出題であるとはいえ、問い方は大きく異なるため、当該予備試験問題が本年の司法試験問題の重大なヒントになるとは直ちに考えにくい。司法試験の出題が引き続き、受験生があらゆる過去問を検討してくるであろうことを前提になされることの重要性を強調しておきたい。

本年の出題趣旨及び最低ライン等に対する意見は、8校から寄せられたが、出題趣旨において解答(採点)の指針のより詳細な提示を求めるもの、おとり捜査についての解説部分の具体的箇所に意見するもの、などがみられた。

出題趣旨及び採点実感に関する一般的意見は、12校から寄せられた。詳細な内容が毎年公表されることに概ね好意的な評価がみられる。他方、出題趣旨と採点実感の内容の重複を指摘する意見がみられた。

新たな法曹養成ルートの新設に伴う試験のあり方については、新制度の下でも、基本的な理解を試すという現在の出題の方向性を変更する必要はない(変更すべきではない)とする意見が多くみられた。

以上は、あくまで全体の傾向を明らかにするものであり、個別に寄せられた意見の内容は多種多様である。「回答付記意見」の資料で個別の意見を参照されたい。

#### (4) 知的財産法

知的財産法について回答があったのは21校であった。出題内容について適切とするのが

4校(19.0%。昨年度は54.5%)、どちらかといえば適切とするのが11校(52.4%。昨年度は36.4%)、どちらともいえないとするのが2校(9.5%。昨年度は14.3%)、どちらかといえば適切でないとするのが2校(9.5%。昨年度は0%)、適切でないとするものは2校(9.5%。昨年度は0%)であった。適切・どちらかといえば適切とする回答が7割ほどとなり、9割を超えていた昨年よりも低下しており、否定的評価の増加が目立つ。

個別意見および出題趣旨等についての意見の中では、条文や判例についての基本的な知識やその応用を求めているものである点が肯定的な評価の理由として挙げられていた。他方で、今年度はとりわけ、問題の分量が多すぎることを指摘する意見が多く見られ、そのことが前述した否定的な評価の増加と結びついている。また、問題文において解答すべき事項について適切な限定が加えられていない、との指摘が複数みられた。

出題趣旨や最低ライン点の設定については、積極的な意見表明は多くなかった。

今後の試験のあり方に関しては、法曹コースや在学中受験を念頭に置くと、基本的事項の重視や出題範囲の限定などで難易度の低下を図るべきであるという意見が多く見られ、なかには、司法試験の受験科目としての選択科目を廃止することを示唆する意見もあった。

## (5) 労働法

アンケート結果は、回答校24校で約69%と選択科目中では最高の回答率であった。回答校24校を母数とすると、15校(63%)が「適切」、6校(25%)が「どちらかといえば適切」としており、両者を合わせると21校(88%)が肯定的に評価している。「どちらともいえない」としたのは3校(13%)、「どちらかといえば適切でない」、「適切でない」が0校(0%)であった。「適切」及び「どちらかといえば適切」という肯定的評価の比率は2020年と同じ88%で、選択科目の中では、「適切」と「どちらかといえば適切」を合わせた回答の比率は、選択科目全体の中で第1位となっている。

第1問、第2問ともに、労働法の分野で重要度の高い基本的な論点を複数組み合わせ、近時の判例・裁判例の傾向も踏まえたものであり、受験者の学修の深度によって得点に相違が生ずるもので、概ね良問であるとの評価が多かった。論点に関する最高裁判例や関係条文から導き出される規範の正確な理解と当該規範への具体的事実の当てはめの的確さを問うものであり、出題のバランスも適切だと評価できる。出題内容について適切だとする回答が多かったのは十分に根拠があるものと言えよう。

もっとも採点に際しては、一般に評価基準がやや判例通説の線に強く傾向があるものと思われるが、よく考えられた答案であることを前提に、少数説・有力説に基づく答案についても過度に消極評価することがないように留意していただきたい。(例えば本年の問題に即して言えば、労契法19条2号について通説のような厳格な二段階審査を採らない見解など)。

## (6) 租税法

回答を寄せた 15 校のうち、6 校(40.0%)が「適切」、6 校(40.0%)が「どちらかといえば適切」、と回答し、「どちらともいえない」と回答したのは 3 校(20.0%)であった。「どちらかといえば適切でない」、「適切でない」と回答したものはゼロという結果であった。昨年は、「適切」との回答が、8 校(44.4%)であったのと比べ、ほぼ同様の結果になっているといえよう。本年度は、「適切」と「どちらかといえば適切」を併せた回答は、15 校中 12 校で、80.0%となっており、昨年の「適切」と「どちらかといえば適切」を併せた回答が、18 校中 17 校で、94.4%のきわめて高い評価であったのと比べるとやや下がってはいるが、今年度も、引き続き、概ね高い評価を得ているということができよう。

「適切」であるとした回答に付記された意見をみると、「問題自体は基本的な所得税法の理解を問うものであり適切であった」「基礎知識とその応用のバランスが適切である」「所法 56 条適用時の必要経費算入主体や、業務委託料の所得種類など、いずれも法科大学院教育で扱う基本的論点の出題である。代償金の取得費算入につき、判例の扱いを単純に問うのではなく、PQ 両説をそれぞれ考えさせ、かつ金額まで計算させる点などは、よく配慮されている。第 2 問は設問が多くやや負担が重いようにも思われるが、所得分類、損害賠償、退職所得の趣旨・徴収手続などいずれもごく基本レベルの出題であり、法科大学院での基本的な教育内容をしっかり覚えてさえいれば、余裕で解答できるものである」「基本的な教材の範囲内から出題されているので(適切である)」との評価コメントがみられた。

「どちらかといえば適切である」との回答の付記意見においても、「出題内容については、基本的な判例及び法令の構造を正しく理解した上で、具体的事案に則して適用出来るかを問うており、例年通り適切な内容である」「条文・判例ベースで難度や焦点も適切。民法にも目配りしつつ真面目に学習してきた受験生が報われやすい試験内容と思われる」「標準的な論点に関する出題である」など、積極的に評価するコメントがみられるが、他方で、「スタンダードな問題で比較的簡単な問題である。少し物足りないが、これくらいのレベルで受験生には丁度いいのかもしれない。しかし、かつての司法試験の問題では、所得概念など理論的な問題も出題されていた。その意味では、第 1 問も第 2 問も似たような問題であり、もう一工夫していただければと願う」との意見や、「出題自体は、オーソドックスな判例の理解や基本的な事項を問う問題であって、難問奇問ではないと思ったが、分量が非常に多く、時間内にざっと起案を仕上げるような試験のテクニックを有している人が高得点を採用ことになるのではないか」との指摘もみられた。

「どちらともいえない」との回答の付記意見では、「第 2 問は給与所得、退職所得及び事業所得に係る所得分類並びに不当利得の処理等に関する設問であり、全体として標準的かつ適切な内容であると考えられる。これに対し、第 1 問は、譲渡所得に係るやや特殊な処理等に関する設問であり、設問中のヒントも限られており、受験生の多くは当惑したと思われる」「あくまでも試験問題なのでそれでも良いのかもしれないが、もう少し事実関係に現実

性を与えてほしいとは思った。知識よりも思考力を問う問題が多かったのは良いことだと思う。また、設問が、昨年度よりも受験者にとって親切だったと思う」との意見が寄せられた。

今年度の租税法の問題については、基本的な所得税法の理解を問うもので、基礎知識とその応用のバランスも適切であるとして、概ね高い評価がみられる。今後も、法科大学院の『租税法』教育における基本的・典型的な論点をおさえつつ、応用的な視点をも取り入れた良問が作成されることが望まれよう。

出題趣旨・最低ライン点の設定については、「出題趣旨は適切である」「出題趣旨については特におかしい部分はないと思う。設問の元ネタを書いているのは好印象である」「租税法の基本的理解を問う問題を出題するという意味からすると、法人税法に関する理解を問う問題は少なくともよいのではないかと思われるため、本年度の出題は適切であった」とする評価コメントがみられるほか、「第1問で、代償分割絡みの出題の比重が大きいため、その議論を正確に抑えているかどうかで差が付きやすい印象がある」とする指摘があった。また、租税法での最低ライン点の設定のあり方について、「選択科目別の受験者割合において、租税法は6.8%（208人）である。一方、合格者に占める租税法選択者の割合は5.6%（78人）とやや低下しており、採点基準または最低ライン点の設定が、他の選択科目と比較して相対的に厳しくなっているのではないかという点は、受験者の公平取扱いの観点から懸念が抱かれる。来年以降は、本年度の傾向を踏まえて、採点基準及び最低ライン点の設定をより適切に設定されることが期待される」との意見が寄せられた。さらに、本年度のものに限らない「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」としては、「採点雑感は、詳しいものを頂けると非常に助かります」との意見が出されている。

なお、新たな法曹養成ルートの創設に伴う試験のあり方についても、複数の意見が寄せられたので、紹介しておきたい。

「現在の出題趣旨・出題水準が続くのであれば、特に問題は無い」「制度が変更されることによって試験のあり方を変えるのは本末転倒であり、今のラインを踏襲すればよい」とする意見がある一方で、「カリキュラムとの関係で最先端の知識を勉強する時間に限りが出てくるのが予想されるので、より基本的な知識を問う問題の出題が好ましい」「何ともいえない。ただし、租税法の知識よりも法律家としての基本能力（たとえば、未知の条文の内容を的確に把握し、そのオペレーションを再現する能力等）を問うような問題としてほしい」「ここ5年前後の傾向であった租税法総論に関する出題が見送られたのは、在学中受験への対応のため教育内容を精選せざるを得ない今後の法科大学院教育に対する一定のメッセージとして受け止めてよいか、それとも出題委員の交代に伴う属人的な理由に過ぎないか、正確な情報収集に努めたい」、などの意見が出され、また、「試験範囲をどう

するか。試験範囲についてしっかり教えられる教員が全国の法学部・LSで確保できるのか」との指摘もなされている。

上記のように、新たな法曹養成ルートの新設ともかかわり、租税法の出題のあり方、出題範囲についても、さまざまな見解が示されていることに留意しておく必要が認められよう。

## (7) 倒産法

論文式試験問題について回答があったのは22校であり、そのうち「適切」としたのは14校(63.6%)、「どちらかといえば適切」としたのは3校(13.6%)、「どちらともいえない」としたのは2校(9.1%)、「どちらかといえば適切でない」としたのは3校(13.6%)、「適切でない」としたのは0校であった。無回答は13校(37.1%)あった。

「適切」と「どちらかといえば適切」とを合わせた回答数は、17校(77.3%)で昨年の100%から減少することとなった。もっとも、選択科目全体の平均(76.6%)とほぼ同水準である。

自由記載欄をみると、「適切」との回答からは、「破産法、民事再生法につき、基本的知識の理解および事例に即した解答を求めているため」、「正確な知識を前提に、基本的な諸原則や、基本的問題についての条文の適用、処理を問う問題、百選でも取り上げられる判例での有名論点についての基本的な理解や処理等を問う問題であり、基本知識、基本的な事実関係を前提とした条文の適用、倒産法における理念・利益状況のバランスを問う内容となっており、非常に適切である」、「破産法は基本的な論点である相殺、開始時現存額主義についての出題であったため。民事再生法は開始要件と商事留置権についての出題で、いずれも重要な分野であるため」、「破産法・民事再生法の基本原理が理解できているか否かを、具体的事案に即して試しており、司法試験問題として適切であると、考える。選択科目である点に鑑みれば、いわゆる「重要論点」とされる問題であっても、よほど重要な問題でない限りは出題を避け、制度・制度趣旨の理解を問うことに徹底すべきだと考えるが、今回の問題はそうになっていたと思われる。」、「基本的な事項に絞って出題がされており、受験生に過度な負担を課していない。このような出題でも、受験生の学力の差は十分に測定できると思われる。」などの意見があった。

「どちらかといえば適切である」との回答からは、「第2問設問2において、相殺禁止の問題も考慮させた方がよりよいと思う。」、「出題のレベル感としては、概ね法科大学院における授業で扱う範囲の基本的な制度理解・判例理解を問うものであり適切と考える。ただし、若干判例の知識を問う出題(判例を知っていれば解ける問題)に偏っているところがみられるとともに、分量的にやや過剰という印象がある。」との意見があった。

「どちらともいえない」との回答からは、「実務上重要な問題ではあるが、設問1の分量が多かったように思う。」との意見があった。

「どちらかといえば適切でない」との回答からは、「第1問設問1小問(3)が念頭に置くとと思われる最判平成24年は、百選掲載の判例とはいえ、司法試験問題として採用するに

は難度が高いと思われる。また、第2問設問2は、決済手段としての重要性が低下してきている手形を素材とする点、理論的に不分明な最判平成23年の判旨の知識を問うものである点で、あまり適切でないと考え。」「設問1の(3)の出題根拠となっている判例は難解であり、判例を記憶ものとして出題しているのではないかという問題がある。」、また「設問の数が多すぎる。」との意見があった。

以上を総合すれば、本年度も破産法・民事再生法の基本的な理解を、判例を踏まえつつ問う問題となっており、概ね肯定的な評価がなされているものの、一部では、題材となった判例の選択や分量についてはさらなる検討の余地があることが指摘されるものであったといえよう。

出題趣旨等については、「本年度の出題趣旨は、解答のポイントをわかりやすく示しており、今年度及び次年度以降の受験生の学修に有用である。」「十分な趣旨の解説となっており、また最低ライン点について特段の問題はないと考える。」との意見、「第1問の設問1(1)について、出題趣旨は、譲り受けた売掛金債権を自働債権とする相殺であり、同債権が「破産債権」に当たることから、原則として相殺が可能である(破産法第67条第1項)ことを指摘した上で、同法第72条1項1号の適用を論ずることを求めている。しかし、破産法67条第1項の「破産債権」に、相殺を主張するものが破産手続開始後に新たに取得した破産債権が含まれるかは自明のことではなく、学説では否定説が有力ではないかと思われる。」「出題の趣旨に関して、細かいことではあるが、「本件貸金債権が、破産者所有の乙建物に設定された抵当権との関係で『別除権』(破産法第2条第9項)に当たり」という文章の主述の関係は、学習中の法科大学院生の誤解を招く可能性がある。」との指摘があり、「第1問の物上保証人問題や、第2問の手続開始決定の問題は、「目くらまし」的な効果があり、動揺して答えられない受験生も多かったかも知れない。こうした点を考慮すれば、最低ラインは低めに設定してあげるのがよいかと思われる。」「やや問題の分量が多いため、丁寧に解答しようとする時間切れに陥る恐れがある。そのため、出題の趣旨において、可能であればどの程度まで詳しく解答すべきか、おおまかな指針を示すことができると受験者にとって有益かと思われる。」「採点実感で、設問の軽重を示唆すべきである。多年度にわたってそれが示されれば、時間配分を考えるヒントになる。」との意見もあった。

また、本年度のものに限らない「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」については、「例年、極めて参考となる情報が展開されてあるので、今後も是非とも継続して頂きたいと感じております。」「受験生の学修のために、引き続き丁寧な記述の出題趣旨を希望する。また、同じ理由から、採点実感では、ありがちな誤答になるべく多く言及して欲しい。」との意見や、「採点実感等において、実際に採点において現れた様々な解答についてできるだけ丁寧に拾いながら指摘することは、一面においては大変貴重であるが、他方、主題趣旨〔ママ〕や採点実感において触れられているすべての点について解答にあたり触れることがで



きないことは当然であり、その点について誤解がないよう、最低限どの点に触れることが重要であるかといった情報も支障のない範囲で盛り込まれていると一層有益なものとなると考える。」との意見があった。

新たな法曹養成ルートの新設に伴う各科目の試験のあり方については、「在学中受験をする場合に倒産法等の選択科目を合格レベルまで引き上げるのはかなり困難である。」などの意見が見られ、具体的な提案として「在学中受験を主とするなら、破産法に出題範囲を限定すべきである。在学中受験は早熟の優秀層の話で修了後受験が原則なら、民事再生法からも出題で良い。」、「たとえば、民事再生法については、再生計画に関する部分に限定する、さらには思い切って破産法についてのみを出題範囲とする、自然人の倒産事件については出題範囲から外す等…についても、検討してもよいかも知れない」との意見が見られた。他方で、「新たなルートが創設されたことを理由に問題の水準を変更すべきではない。また、これまで同様、選択科目として実施すべきであると考え。」、「変更する必要はない。従前通りが良いと考える。」、「再生法が実務に根付いた現状からすれば、再建型手続の基本を学ぶ機会を失わせることは適切ではない。現在の基本的な条文の構造や基本判例の理解を問う形を継続して洗練させ、現状を維持することがベターかと思われる。」といった意見も見られた。また、「判例データベースを使用可能として、適切な判例を検索する能力を見る試験もあり得る。」、「民法をはじめとする実体法上の理解も問う設問（保証など）と関連する問いをより増大させるべきと考える。また、近時の重要な実務運用である私的整理に関連する問題があるとより望ましいと考える。」といった意見もあった。

## (8) 経済法

経済法について、回答のあった法科大学院は 20 校（57.1%。昨年より 2 校の減少）で、無回答は 15 校（42.9%。昨年より 1 校の減少）であった。

問題が「適切である」と評価したのは 8 校（40.0%。昨年と同数）で、3 年連続で選択科目全体の平均値 41.6%を下回ったが、その割合は改善された。「どちらかといえば適切である」と評価したのは 8 校（40.0%。昨年より 2 校の減少）であった。肯定的な評価をした法科大学院の数は昨年より 2 校減少して 16 校で、回答のあった法科大学院の 80.0%を占める。これは選択科目全体の平均値 76.6%を若干上回っており、昨年度と比較して改善された。

「適切でない」との回答は 1 校（5.0%。昨年は 0 校）で、「どちらかといえば適切でない」との回答が 2 校（10.0%。昨年と同数）であった。否定的な回答は昨年より 1 校増加して、3 校となった。「どちらともいえない」との回答は昨年より 1 校減少して 1 校（5.0%）であった。

問題の内容及びレベルについて、「適切である」とした回答は、時宜に適った最新のテーマを含む題材で、伝統的な論点をより現代的な視点で分析することが求められる問題であること、実際のビジネス現場において発生し得る事例であり、それに対して事業者がとるであろう行動を独禁法の側面から検討させる出題であること、独占禁止法上の重要な論点に関する基本的知識及び最近の重要判審決例の正確な知識をもとに、問題文の事実を規範にあてはめていけば十分に時間内に答えられる問題であること、出題趣旨が明確であり、基本的な知識・論点について正確に理解し、的確に使いこなせているか否かを問う問題であること、第1問は最近判決が続いて出ている問題であり、論点も明確に示されており、第2問も典型的な論点について問うものであり、いずれも受験生の実力を確認する上で適切な問題であること、を理由として挙げている。ただし、2問とも不公正な取引方法からの出題で出題分野が偏っていることに疑問を呈する意見が複数あった。

否定的な回答としては、第1問は試験前年秋の地裁裁判例に酷似しているが、本年の受験生に対して法科大学院において当該裁判例を紹介し解説することは事実上困難であり、予備校が試験直前期の模試・答練において最新裁判例をコピーしただけの安直な問題を出題した場合に、当該模試を受験したか否かが合否に直結する事態を招きかねず、学生の間で予備校への依存や法科大学院への不信を生むきっかけになってしまいかねないとの意見、解答用紙に解答を書き切れないほど書くべきことが多いこと、具体的には、第1問は、これまで審決・判決で正面から議論されていない争点を問うため、答案構成に相当の時間を要するにも関わらず、24条の論点も書かせる問題になっているため、問題量として過剰であること、第2問は、設問(1)では再販の条文が長いために、当てはめを丁寧に書くと、他のより重要な論点にスペースが避けなくなるし、設問(2)では競争への悪影響やただ乗り防止といった点にかなりの字数を割く必要があるところ、スペースが足りずに論点漏れや不十分な記述に終わってしまう可能性が高いことを問題として指摘し、電子部品を取り付けることによって非純正品では甲が作動しなくなるメカニズムについては、もう少し丁寧に説明しないと、受験生が様々な可能性を考えて時間を浪費してしまうとの意見、独占禁止法上は「不公正な取引方法」より、競争制限に係る違反行為類型のほうが重大な違法行為と考えられていること、不公正な取引方法につき検討を行う際は取引実態などの事情を具体的に踏まえる必要があり、法科大学院の講義も後者に重点をおいていることから、司法試験において競争制限に係る違反行為類型について出題しないことは適切ではないこと、第2問について、再販売価格拘束及びその類似行為に係る独占禁止法上の取扱いは変化してきており、この変化を踏まえた解答を受験者に求めるのはやや酷であるとの意見があった。

出題趣旨については、説明は明確で、学生の今後の学修にも資する内容であると高く評価する回答がある一方で、以下の問題を指摘する回答もあった。公正競争阻害性の考え方については、公正取引委員会が設けた独占禁止法研究会の報告書が通説的なものと理解されており、出題趣旨でも同様の説明がなされているが、同報告書の見解に基づいて解答することを求めるのであれば不適當であること、第1問の出題趣旨において競争減殺効果の有無

を検討するには「市場を画定する必要がある」としているが、このような考え方は近年のものであり、法的な要件となっていないことのほか、出題文に行業者などの市場シェアが明記されている以上、この市場シェアを踏まえて検討すれば足りるはずであるとの意見。「正当な理由がないのに」要件がある再販売価格の拘束において、かつ明らかに正当な理由がない事例において、出題の趣旨が、「正当な理由」の詳しい記述を求めているかに見えるのは適切でないとの意見。問題 1 で公正競争阻害性を競争手段の不公正さで解答する答案を否定するのは難しいと考えるので、出題趣旨で、競争手段の不公正さで解答する場合の問題点を指摘するか、競争手段の不公正さで解答する場合の考え方を簡潔に解説するか、いずれかの記述があった方がよかったとの意見。

採点実感に対する意見では、解釈上争いがある場合について、減点対象となる旨が書かれることがあるが、その際になぜ減点対象とされるのかが必ずしも判然としない場合があり、この点について、より丁寧な説明が必要であるとの意見があった。

「新たな法曹養成ルートの創設に伴う各科目の試験のあり方について」では、基礎的な知識・論点とその正確な理解と応用を試す問題を出題すれば、特に問題はないとの意見が多数だが、選択科目の学習時間の短さを懸念する意見もあった。

## (9) 国際関係法（公法系）

アンケートへの回答は 17 校（48.6%）からあり、無回答は 18 校（51.4%）であった。そのうち、出題について「適切」と評価するものは 3 校（17.6%）、「どちらかといえば適切」であるとするものは 11 校（64.7%）で、合計 14 校（82.3%）が一応適切であると評価している。「どちらともいえない」とするのは、2 校（11.8%）であった。「どちらかといえば適切でない」と回答した大学はなく（0.0%）、「適切でない」という回答が 1 校（5.9%）あった。昨年からの顕著な変化は、問題に対する評価が大幅に好転したことである。「適切」と「どちらかといえば適切」の合計割合は、昨年度の 7 校（50.0%）から 14 校（82.3%）となり、1 昨年度の 16 校（84.2%、アンケートへの回答は 19 校）とほぼ並ぶ数値となった。

選択科目平均では、「適切」または「どちらかといえば適切」という回答の割合は 76.7% であり、国際関係法（公法系）は近年珍しく平均を上回った。特に、昨年度（50%）は全科目中最も低かったが、一転した。逆に「どちらかといえば適切でない」と「適切でない」の合計は、国際関係法（公法系）は 1 校（5.9%）で、珍しく、選択科目平均 15 校（9.7%）より低い結果となった。昨年は、同合計は 5 校（25%）で全選択科目の中で最も否定的評価が強く、1 昨年は、10.0% で 2 番目に否定的な評価の割合が高かった。本年度の国際関係法（公法系）問題評価の最大の特色は、過去の国際関係法（公法系）の評価と比較して肯定する比率が著しく高まっただけでなく、選択科目全体と比較しても、高い評価を得たことといえる。

論文式試験問題についてのアンケート結果は以下のとおりである。「適切である」・「どちらかといえば適切である」とする計 14 校の共通の見解は、2 問とも、国際公法の基本的な理

解を問う問題であり、教科書レベルの国際公法の知識があり論理的思考力を備えていれば、解答を導き出すことが困難ではない、というものであった。問題の量も適切であり、各問題がそれぞれ国際公法の重要な論点を扱い、各分野の理解度を問う形になっているという工夫も肯定的に評価されている。また、従来、日本の現実に無関係な問題が多いとされ、日本に直接関係する国際公法関連の事案が発生するようになった現在の出題としてふさわしくないのではないか、という疑問が時折見られたが、本年度の問題は日本の法整備支援についての記述が問題文にあることなど、その点にも一定の配慮がなされているという評価がみられた。「どちらともいえない」と回答した2校も難易度の観点も含めて問題自体は適切であると評価している。両問題全体については、例年以上に高い評価が得られた、といえるだろう。

しかし、同時に「どちらかといえば適切である」と回答した11校からの評価の大半においても、一定の問題点が指摘されている。複数校が同趣旨の指摘をした点としては、両問が求める解答は異なるものの、問題文の設定状況がいずれも犯罪人の引渡しを事実関係で扱っており、国際公法の問題全体からは若干バランスを欠いているのではないかという疑問、小問の設問数が多すぎ、しかもそれぞれ異なる論点を論じるの必要があり、受験生がすべてを解答するには厳しい問題ではなかったか、という評価を挙げることができる。

出題趣旨・採点実感等については、国際関係法（公法系）の出題範囲が広範であることに鑑みて今後も基本的な理解を問う問題を出題すべきであるという点や、2問とも途上国間の紛争事例であり、国際公法は日本の現実からは遠い問題という誤った印象を与えかねないという点の指摘、2問とも事例出題にする必要性があるのかという問題提起がなされた。上記3点は、従来もしばしば指摘されている点である。また、解答例の執筆を要請する意見があり、特に出題者ではない考査委員が解答例を執筆することにより、設問がもつ問題点を発見できるのではないかという指摘がつけ加えられていた。

新たな法曹養成ルートの創設に伴う国際関係法（公法系）の試験のあり方については、従来、国際関係法（公法系）での受験者は非常に少ないが、同ルートの創設に伴い学部時代に国際公法を履修していない受験生が増えることにより、国際関係法（公法系）での受験者数がいっそう減少するのではないかという点が一様に懸念されている。この問題を軽減するためにも、国際公法の細かい知識を問う問題を回避し、考え方の根本を問う問題を作成すべきであるという意見や、国際公法の出題についての包括的な検討が必要であるという意見があった。

## (10) 国際関係法（私法系）

国際関係法（私法系）についての22校の回答のうち、適切と評価するものが9校（40.9%）、どちらかといえば適切であるとするものが5校（22.7%）であった。他方で、どちらともいえないとするものが5校（22.7%）、どちらかといえば適切でないとするものが2校（9.1%）、適切でないとするものが1校（4.5%）であった。

こうした割合を昨年度と比較すると、適切とするものが減少しただけではなく（58.3%から40.9%）、どちらかといえば適切と評価するものも減少しており（25.0%から22.7%）、積極的な評価が減少する結果となっている（83.3%から63.6%）。なお、それ以外については、どちらともいえないとするものについては増加したものの（12.5%から22.7%）、どちらかといえば適切でないとするものが増加し（4.2%から9.1%）、適切でないとするものも増加している（0%から4.5%）。

このようにみても、一昨年度に比して大きな割合の変化がなかった昨年度と比べ、今年度については評価が下がったと言わざるをえない。その原因として具体的には、試験時間に比して問題文が長すぎる点、回答すべき小問数が多すぎる点、そしてその結果、十分な時間をもって問題文を理解し答案構成を行えなかった受験生が少なからずいたのではないかという点に、批判が集中している。

基本的かつ重要な論点が選ばれている点、難易度が適切である点、出題範囲のバランスがよい点等には一定の評価が与えられているが、上記批判は今後のために留意されるべきであろう。

## (11) 環境法

全部で13の法科大学院から回答があり、「適切である」、「どちらかといえば適切である」との回答が62.9%と7割を切っている。これは、一昨年の9割台から73.3%に大幅に減少した昨年と比べても少ない数字である。前回15校の回答があり、そのうち「どちらともいえない」以下が4校であったが、今年度も、「どちらともいえない」が3校、「どちらかといえば適切でない」が1校と「どちらともいえない」以下は4校だった（昨年は「適切でない」との回答が1校あったが、今年度は0校だった）ので、数字的には、「適切である」、「どちらかといえば適切である」との回答が、回答校の減少分だけ減少したことになる。いずれにせよ、高いとはいえない水準にとどまっている。その理由は、細かい問題、難しい問題があり、問題の量もまだ多い、とった…の他、後述するようなどころにあると思われる。

問題自体は前年より容易化し、量も少なくなっており、適切さを増していると受け止められているように思われる。「適切である」、「どちらかといえば適切である」と回答した法科大学院の意見に「環境法学習の成果を試すのによい問題」、「設問がとても素直になった」（同趣旨の回答が複数あった）、「丁寧な学習をした受験生にとってはやや易しかったと思われる」といった回答があったほか、「どちらともいえない」という回答の中にも、「問うている点は基本的な論点であり適切である」、「試験内容自体はそれほど難しくない」といった意見が見られた。

ただ、いくつかの問題点も指摘されている。まず、まだ「設問数が多い中で、読み解くべき資料も多かった」、「時間内に回答するのは難しいと思われる」、一部の問いにつき「やや難題ではないか」という意見が「どちらともいえない」と答えた法科大学院から出され、ど

ちらかといえは適切である」と答えた法科大学の中にも一部の問いにつき「細かすぎる」との意見があった。また、「どちらともいえない」との回答を寄せた法科大学院の意見の中には、難易度・量の他に、設問の内容の現代的課題との不適合を指摘するものが見られた。今年度は2問とも公害法関係を素材とするものであったが、気候変動や原子力、生態系等の現代的課題を題材にして出題すべし、ということであろう。設問につき「今日においてあまり現実的ではない」との回答があったが、同趣旨かと思われる。さらに、一部の問いにつき、裁判所が認めないであろう論点を問うことの是非を疑問視する意見があった。「どちらかといえは適切でない」と答えた法科大学院は、たんに、「法的請求ができないものについて、どのような法的請求ができるかを問うている点で、適切でない」との意見を述べている。全体として容易になり、量も少なくなり、適切な出題になってきているという評価でほとんどの法科大学院が一致しているようであるが、上記のような問題点をどの程度意識するかにより、全体としての評価が分かれたものであろう。

3 + 2との関係もあり、基本の理解を問うような出題に絞り、細かい論点等は避けることを、回答を寄せたほとんどの法科大学院が望んでいるように見受けられた。

#### 司法試験等検討委員会（50音順）

青木 節子（慶應義塾大学） 浅野 博宣（神戸大学） 大澤 逸平（専修大学）

小幡 純子（日本大学） 桑原 勇進（上智大学） 棚橋 洋平（早稲田大学）

早川 徹（関西大学） 早川 吉尚（立教大学） 堀田 周吾（東京都立大学、主任）

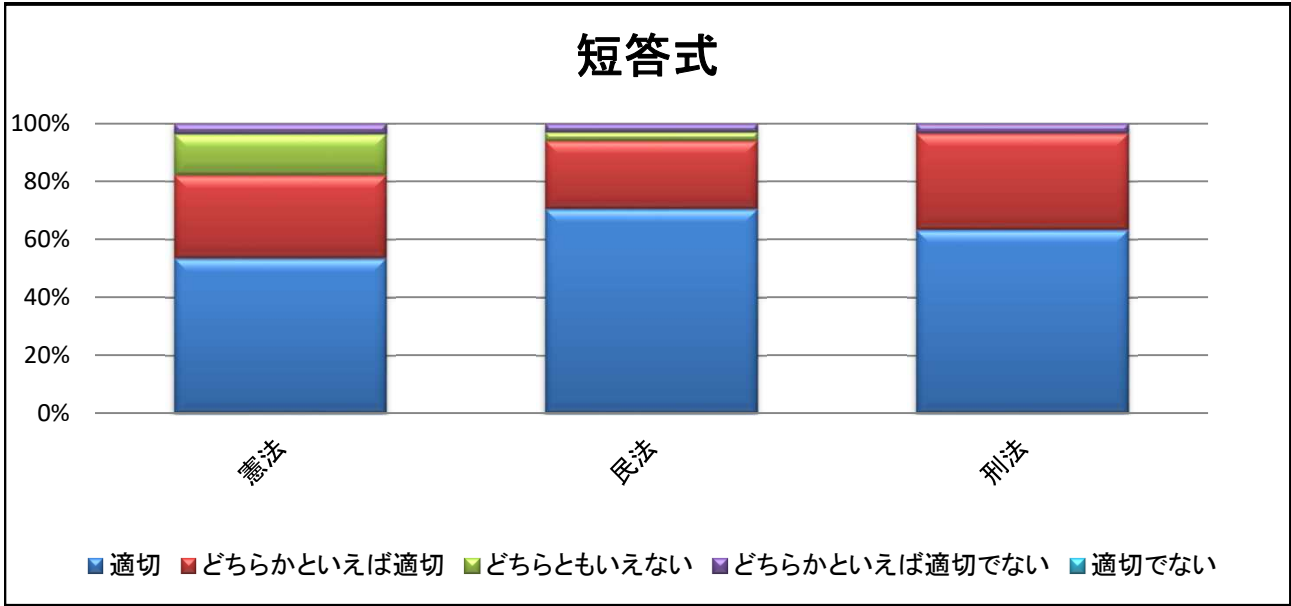
南 由介（日本大学） 米津 孝司（中央大学）

令和4年司法試験アンケート回答データ(\*小数点第2位を四捨五入)

		適切	どちらか といえば 適切	どちらとも いえない	どちらか といえば適切 でない	適切で ない	回答合計	無回答	総計	評価abの 回答割合	
全体		219 49.1%	153 34.3%	45 10.1%	22 4.9%	7 1.6%	446 70.8%	184 29.2%	630		
短 答 式 に つ い て	短答全体	58 63.0%	26 28.3%	5 5.4%	3 3.3%	0 0.0%	92 87.6%	13 12.4%	105	91.3%	
	憲法	15 53.6%	8 28.6%	4 14.3%	1 3.6%	0 0.0%	28 80.0%	7 20.0%	35	82.1%	
	民法	24 70.6%	8 23.5%	1 2.9%	1 2.9%	0 0.0%	34 97.1%	1 2.9%	35	94.1%	
	刑法	19 63.3%	10 33.3%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%	30 85.7%	5 14.3%	35	96.7%	
	論文全体	161 45.5%	127 35.9%	40 11.3%	19 5.4%	7 2.0%	354 67.4%	171 32.6%	525	81.4%	
論 文 式 に つ い て	必修全体	97 48.5%	73 36.5%	19 9.5%	9 4.5%	2 1.0%	200 81.6%	45 18.4%	245	85.0%	
	公法系	憲法	4 14.3%	14 50.0%	7 25.0%	3 10.7%	0 0.0%	28 80.0%	7 20.0%	35	64.3%
		行政法	19 73.1%	4 15.4%	1 3.8%	1 3.8%	1 3.8%	26 74.3%	9 25.7%	35	88.5%
	民事系	民法	17 51.5%	14 42.4%	2 6.1%	0 0.0%	0 0.0%	33 94.3%	2 5.7%	35	93.9%
		商法	13 46.4%	13 46.4%	2 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	28 80.0%	7 2.0%	35	92.9%
		民事訴訟法	6 24.0%	8 32.0%	7 28.0%	3 12.0%	1 4.0%	25 71.4%	10 28.6%	35	56.0%
	刑事系	刑法	23 71.9%	8 25.0%	0 0.0%	1 3.1%	0 0.0%	32 91.4%	3 8.6%	35	96.9%
		刑事訴訟法	15 53.6%	12 42.9%	0 0.0%	1 3.6%	0 0.0%	28 80.0%	7 20.0%	35	96.4%
		選択全体	64 41.6%	54 35.1%	21 13.6%	10 6.5%	5 3.2%	154 55.0%	126 45.0%	280	76.6%
	知的財産法	4 19.0%	11 52.4%	2 9.5%	2 9.5%	2 9.5%	21 60.0%	14 40.0%	35	71.4%	
	労働法	15 62.5%	6 25.0%	3 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	24 68.6%	11 31.4%	35	87.5%	
	租税法	6 40.0%	6 40.0%	3 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 42.9%	20 57.1%	35	80.0%	
	倒産法	14 63.6%	3 13.6%	2 9.1%	3 13.6%	0 0.0%	22 62.9%	13 37.1%	35	77.3%	
	経済法	8 40.0%	8 40.0%	1 5.0%	2 10.0%	1 5.0%	20 57.1%	15 42.9%	35	80.0%	
	国際関係法(公法)	3 17.6%	11 64.7%	2 11.8%	0 0.0%	1 5.9%	17 48.6%	18 51.4%	35	82.4%	
	国際関係法(私法)	9 40.9%	5 22.7%	5 22.7%	2 9.1%	1 4.5%	22 62.9%	13 37.1%	35	63.6%	
	環境法	5 38.5%	4 30.8%	3 23.1%	1 7.7%	0 0.0%	13 37.1%	22 62.9%	35	69.2%	

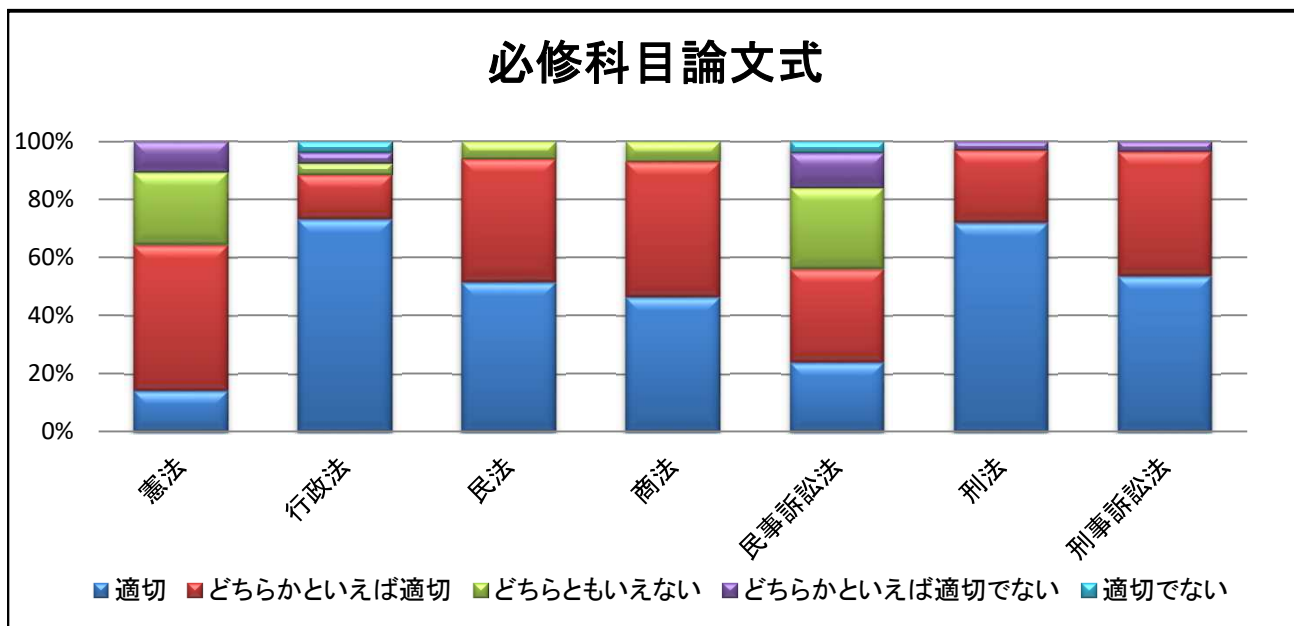
全44校中35大学から回答あり。  
 回答種別の%は、回答数に対する比率を表示している。  
 回答数中に小数点のあるものは、1回答校に複数の種別の回答があったものの比率を小数点に表示している。

	短答式				
	適切	どちらかといえば適切	どちらともいえない	どちらかといえば適切でない	適切でない
憲法	15	8	4	1	0
民法	24	8	1	1	0
刑法	19	10	0	1	0





		必修科目論文式				
		適切	どちらかといえば適切	どちらともいえない	どちらかといえば適切でない	適切でない
公法	憲法	4	14	7	3	0
	行政法	19	4	1	1	1
民事系	民法	17	14	2	0	0
	商法	13	13	2	0	0
	民事訴訟法	6	8	7	3	1
刑事系	刑法	23	8	0	1	0
	刑事訴訟法	15	12	0	1	0



		選択科目論文式				
		適切	どちらかといえば適切	どちらともいえない	どちらかといえば適切でない	適切でない
選択科目	知的財産法	4	11	2	2	2
	労働法	15	6	3	0	0
	租税法	6	6	3	0	0
	倒産法	14	3	2	3	0
	経済法	8	8	1	2	1
	国際関係法(公法系)	3	11	2	0	1
	国際関係法(私法系)	9	5	5	2	1
	環境法	5	4	3	1	0

